

。金融庁告示第二十三号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第八十六条の二、第八十八条、第二百十条の十一の三及び第二百十条の十一の四の規定に基づき、保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を次のように定め、同法附則第一条第三号に掲げる規定（同法第三条の規定に限る。）の施行の日から適用する。

平成二十三年三月三十一日

金融庁長官 三國谷勝範

（連結の範囲）

第一条 保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準（保険会社及びその子会社等（保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第百十条第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に係る法第百三十条各号に掲げる額を用いる場合に限る。）並びに保険持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準は、連結財務

諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで及び第十四号又は第二百七十一条の二十二第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる会社を子会社（法第十二条第十二項に規定する子会社をいう。）としている場合における当該子会社（第三条第一項第二号イにおいて「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする（当該規定を適用しないことが困難である場合を除く。）。

（資本金、基金、準備金等の計算）

第二条 保険業法施行規則（以下「規則」という。）第八十六条の二第一項又は第二百十条の十一の三第一項に規定する繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の不算入額は、保険会社及びその国内連結保険子法人等（連結保険子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等（保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号。第三条第一項第二号八において「令」という。）第十三条の五の二第三項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）である保険会社及び外国保険業者

（法第二条第六項に規定する外国保険業者をいう。以下同じ。）であつて連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）であつて、保険業法施行規則第八十六条等の規定に基づき保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件（平成八年二月大蔵省告示第五十号。以下「単体告示」という。）に基づき法第三百三十条各号に掲げる額を算出している者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る不算入額（単体告示第一条第一項に規定する不算入額をいう）の合計額とする（第五項において同じ。）。

2 規則第八十六条の二第一項第六号又は第二百十条の十一の三第一項第六号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の九十（ただし、保険会社及びその連結子法人等（保険会社又は保険持株会社の子法人等であつて連結の範囲に含まれる者をいう。以下同じ。）又は保険持株会社及びその連結子法人等が有するその他の有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他の有価証券をいう。）の連結貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。

3 規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する金融庁長官が定める率は、百分の八十五（ただし、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等

が有する土地の時価の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、百分の百）とする。ただし、連結保険子法人等の有する日本国内の土地のうち、規則第八十六条の二第一項第七号又は第二百十条の十一の三第一項第七号に規定する同様の額に係るものを除いて計算することとする。

4 規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官が定めるものの額は、次に掲げる額（第一号から第四号までに掲げる額にあつては、少額短期保険業者に係るものを除く。）とする。

一 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る保険料積立金等余剰部分（単体告示第一条第四項第一号に規定する保険料積立金等余剰部分をいい、これと同様の額（連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであつて、外国の当局が当該外国の法令における法第百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたまものに限る。）を含めることができる。）

二 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る配当準備金未割当部分（単体告示第一条第四項第二号に規定する配当準備金未割当部分をいい、これと同様の額（

連結貸借対照表の負債の部に計上されたものであって、外国の当局が当該外国の法令における法第二百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

三 保険会社及びその国内連結保険子法人等又は保険持株会社の国内連結保険子法人等に係る税効果相当額（単体告示第一条第四項第三号に規定する税効果相当額をいい、これと同様の額（外国の当局が当該外国の法令における法第二百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額に相当する額に算入することを認めたものに限る。）を含めることができる。）

四 負債性資本調達手段等（次に掲げるものの額の合計額をいう。）

イ 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済みのものであること。
- (2) 第九項に規定する場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払の義務の延期が認められるものであること。

□ 期限付劣後債務（契約時において償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 保険会社又は保険持株会社の連結子法人等である少額短期保険業者に係る法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条第一号に掲げる額に算入される額

5 前項第一号及び第四号に掲げる額（特定負債性資本調達手段を除く。）の合計額が、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力（算入限度額（次に掲げる額の合計額から不算入額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第七項において同じ。）から第三号及び第四号に掲げる額を控除した残額をいう。ただし、当該残額が零未満となる場合には、零とする。第八項において同じ。）又は単体中核的支払余力（保険会社及びその連結保険子法人等又は保険持株会社の連結保険子法人等に係る中核的支払余力（単体告示第一条第五項に規定する中核的支払余力をいう。）の合計額をいう。第八項において同じ。）のうちいずれか小さい額を超過する場合には、前項の規定にかかわらず、規則第八十六条の二第一項第八号又は第二百十条の十一の三第一項第八号に規定する金融庁長官の定めるものの額は、前項各号に掲げる額の合計額から当該超過する額を控除した額とする。

一 規則第八十六条の二第一項第一号から第四号まで又は第二百十条の十一の三第一項第一号から第四号

までに掲げる額

二 その他有価証券評価差損（連結財務諸表規則第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金のうち、負の値であるものをいう。）

三 生命保険契約を有する場合にあつては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号イ(1)に掲げる額から同号イ(2)に掲げる額を控除した額

四 損害保険契約を有する場合にあつては、当該契約に係る単体告示第一条第四項第一号ロ(1)に掲げる額から同号ロ(2)に掲げる額を控除した額

五 前項第二号に掲げる額

6 前項の「特定負債性資本調達手段」とは、第四項第四号イに規定する負債性資本調達手段のうち、利払の義務が非累積型（延期された利払を行う必要がないものをいう。）又は累積型（延期された利払が累積し、翌期以降において当該利払を行う必要のあるものをいう。）のものであつて利払の義務の延期に制限がないものをいう。

7 第四項第三号に掲げる額については、同項の規定にかかわらず、保険会社又は保険持株会社に係る算入

限度額を限度として算入できるものとする。

8 第四項第四号ロに掲げるもの（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における帳簿価額の百分の二十に相当する額を累積的に減価するものとする。）については、保険会社又は保険持株会社の連結中核的支払余力又は単体中核的支払余力のうちいずれか小さい額の百分の五十に相当する額を限度として算入することができるものとする。

9 第四項第四号イ及びロに掲げるものについては、同号イに掲げるものの償還又は同号ロに掲げるものの期限前償還（以下「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同号イ及びロに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該保険会社又は保険持株会社が十分な保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年
総理府 令第
大蔵省
四十五号）第二条第二項又は第六条第二項に規定する保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率をい

う。次条及び第四条において同じ。）を維持することができると見込まれるとき

二 当該償還等の額以上の額の資本金等（法第三百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げるものをいう。）の調達を行うとき

10 第四項第四号イ及びロに掲げるものについて、あらかじめ定めた期間が経過した後、一定の金利（以下この項において「ステップ・アップ金利」という。）を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利が過大なものであるために、債務者である保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日を償還期日とみなす。

（控除項目）

第三条 法第三百三十条第一号に掲げる額（保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めるために用いる保険会社及びその子会社等に係る額に限る。）又は法第二百七十一条の二十八の二第一号に掲げる額の計算にあたっては、次に掲げる額の合計額を控除するものとする。

- 一 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が、他の保険会社等（保険会社若しくは保険持株会社又は少額短期保険業者若しくは少額短期保険持株会社をいう。以下この条において同じ。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に当該他の保険会社等の株式その他の資本調達手段（前条第四項第四号イ及びロに掲げるもの並びに保険業法第二百七十二条の二十八において準用する法第三百三十条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を、保険業法施行規則第二百十一条の五十九及び第二百十一条の六十の規定に基づき、少額短期保険業者の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件（平成十八年三月金融庁告示第十四号。以下「少額短期保険業者告示」という。）第二条第三項第五号イ及びロに掲げるものを含む。以下この条において同じ。）を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の保険会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」という。）
- 二 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等が保有している次に掲げる者

の株式その他の資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額の合計額

イ 金融子会社であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号の規定又は第一条ただし書の規定に該当するため、連結の範囲に含まれない者

ロ 当該保険会社又は保険持株会社が法第百六条第一項第一号から第十二号まで又は第十四号に掲げる会社（同項第十二号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営む者を除く。以下この号において「金融業務を営む会社」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等であつて、連結財務諸表規則第五条第一項各号又は第二項に該当するため、連結の範囲に含まれない者（イに掲げる者を除く。）

ハ 当該保険会社又は保険持株会社が金融業務を営む会社を関連法人等（令第十三条の五の二第四項に規定する関連法人等をいう。）としている場合における当該関連法人等

2 前項第一号の場合における意図的に保有している他の保険会社等の資本調達手段が当該他の保険会社等にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している保険会社又は保険持株会社の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に

掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の保険会社等の資本調達手段	保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の算出の際の額
一 前条第四項第四号イに掲げるもの	前条第四項第四号イに掲げるものの額のうち算入されない額
二 前条第四項第四号ロに掲げるもの	次に掲げる額の合計額 イ 前条第四項第四号ロに掲げるものの額のうち算入されない額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合

における当該上回る額

(各リスクの計算)

第四条 規則第八十八条第一号又は第二百十条の十一の四第一号に規定する額（保険リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、内部モデル方式（別表第八に規定する内部モデル方式をいう。以下この項において同じ。）を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該内部モデル方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該内部モデル方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、次の各号に掲げるリスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により当該各号に掲げるリスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該各号に掲げるリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一 生命保険契約に係る別表第一に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第三の算式により計算した額

二 損害保険契約に係る一般保険リスク相当額として、別表第五に掲げる保険の種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第六の算式により計算した額

三 損害保険契約に係る巨大災害リスク相当額として、損害保険会社又は損害保険契約を有する国内連結保険子法人等に係る国内巨大災害リスク相当額（別表第七に掲げる保険の種類ごとの地震災害リスク相当額を合計した額と、同表に掲げる保険の種類ごとの風水災害リスク相当額を合計した額のうちいずれか大きい額、連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）が保有する損害保険契約であつて、日本においてリスクを有するものに係る外国巨大災害リスク相当額計算基準額（別表第八に規定する外国巨大災害リスク相当額計算基準額をいう。）及び少額短期保険業者告示第三条第一項第二号に規定する巨大災害リスク相当額の合計額をいう。）及び外国巨大災害リスク相当額（別表第八に基づき算出した外国巨大災害リスク相当額をいう。）に基づき、別表第九の算式により計算した額

2 規則第八十八条第二号又は第二百十条の十一の四第二号に規定する額（第三分野保険の保険リスク相当額）は、別表第二に掲げるリスクの種類ごとのリスク対象金額にそれぞれのリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られる額に基づき、別表第四の算式により計算した額とする。この場合において、第三分野保険の保険リスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により第三分野保険の保険リスク相当額と同様の額を算出している場合には、第三分野保険の保険リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

3 規則第八十八条第三号又は第二百十条の十一の四第三号に規定する額（子会社等である少額短期保険業者の保険リスク相当額）は、連結子法人等である少額短期保険業者に係る少額短期保険業者告示第三条第一項第一号に掲げる一般保険リスク相当額の合計額とする。

4 規則第八十八条第四号又は第二百十条の十一の四第四号に規定する額（予定利率リスク相当額）は、責任準備金の予定利率ごとに、当該予定利率を別表第十に掲げる予定利率の区分により区分し、それに当該区分のリスク係数の欄に掲げる率を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率

の責任準備金残高に乗じた額の合計額とする。ただし、連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）については、算出することを要しない。

5 規則第八十八条第五号又は第二百十条の十一の四第五号に規定する額（最低保証リスク相当額）は、別表第十一に掲げる標準的方式又は代替的方式のいずれかにより計算した額とする。ただし、代替的方式を用いる場合には、規則第八十五条第一項第十三号の二若しくは第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき当該代替的方式の使用を届け出たとき又は規則第八十五条第一項第十三号の三若しくは第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき当該代替的方式の変更を届け出たときに限るものとする。この場合において、最低保証リスク相当額の計算が困難であつて、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により最低保証リスク相当額と同様の額を算出している場合には、最低保証リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

6 規則第八十八条第六号イ又は第二百十条の十一の四第六号イに規定する額（価格変動等リスク相当額）は、別表第十二に掲げるそれぞれのリスク対象資産の連結貸借対照表計上額から別表第十三に掲げるそれ

そのリスク対象資産に対応する対象取引残高の欄に掲げる額（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に同表のデリバティブ取引の欄に掲げる取引を行っていると認められる場合には、当該取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。ただし、当該額が零未満となる場合には、零とする。）を控除した残額（デリバティブ取引によるリスクヘッジ効果を得るために同表に掲げるリスク対象資産に対応する同表に掲げるデリバティブ取引を行っている場合には、当該連結貸借対照表計上額を限度として、同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額）にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額から、別表第十四に規定する分散投資効果（分散投資によるリスク減殺効果をいう。以下同じ。）の額を控除した残額とする。ただし、連結貸借対照表計上額に基づいて価格変動等リスク相当額を計算することが困難であるときには、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の貸借対照表計上額に基づいて計算した額の合計額を価格変動等リスク相当額とすることができる。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により価格変動等リスク相当額と同様の額を算出している場合には、価格変動等リスク相当額を計算することが困難で

あるかどうかにかかわらず、価格変動等リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

7 規則第八十八条第六号ロ又は第二百十条の十一の四第六号ロに規定する額（信用リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、連結貸借対照表計上額に基づいて信用リスク相当額を計算することが困難であるときには、保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等の貸借対照表計上額に基づいて計算した額の合計額を信用リスク相当額とすることができる。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により信用リスク相当額と同様の額を算出している場合には、信用リスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、信用リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一 別表第十五に掲げるリスク対象資産の連結貸借対照表計上額にそれぞれのリスク対象資産に係る別表第十六に掲げるランクに応じた別表第十五のリスク係数の欄に掲げる率（次号において「ランク別リスク係数」という。）を乗じて得た額を合計した額

二 金融保証（債券又はデリバティブ取引に係る債務の保証（再保険を含む。）をいう。以下同じ。）の保証金額（当該金融保証について支払備金に相当するものを積み立てている場合には、その額を控除した額）に当該金融保証の対象であるそれぞれのリスク対象資産に係るランク別リスク係数を乗じて得た額を合計した額から、当該金融保証に係る未経過保険料の額を控除した残額（少額短期保険業者に係るものを除く。）

8 規則第八十八条第六号八又は第二百十条の十一の四第六号八に規定する額（デリバティブ取引リスク相当額）は、次に掲げる額の合計額とする。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法によりデリバティブ取引リスク相当額と同様の額を算出している場合には、デリバティブ取引リスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、デリバティブ取引リスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

一 先物取引に係るリスク相当額として別表第十七に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っ

ていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十八のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

二 オプション取引に係るリスク相当額として別表第十七に掲げる取引の種類に応じ、同表の対象取引残高の欄に掲げる額（ただし、保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、意図的に取引を行っていると認められる場合には、当該意図的に行っていると認められる取引に係る対象取引残高に相当する額を控除した額とする。）に別表第十八のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額

三 スワップ取引等に係るリスク相当額として別表第十九に掲げるオリジナル・エクスポージャー方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかにより計算した額の合計額に別表第十五の貸付金、債券及び預貯金に係るランク２のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額

9 規則第八十八条第六号二又は第二百十条の十一の四第六号二に規定する額（信用スプレッドリスク相当額）は、別表第二十の取引の区分に応じたりスク対象資産の額にリスク係数の欄に掲げるリスク対象資産の所在地の区分に応じた率を乗じた額の合計額とする。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結子法人等が、当該連結子法人等に関し他の法令（外国の法令を含む。）の規定に基づく方法により信

用スプレッドリスク相当額と同様の額を算出している場合には、信用スプレッドリスク相当額を計算することが困難であるかどうかにかかわらず、信用スプレッドリスク相当額（当該同様の額に係る部分の額を除く。）に、当該同様の額を加えた額とすることができる。

10 規則第八十八条第六号ホ又は第二百十条の十一の四第六号ホに規定する額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 再保険リスク相当額として別表第二十一に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額及び少額短期保険業者告示第三条第五項第一号に掲げる額の合計額

二 再保険回収リスク相当額として別表第二十二に掲げるリスク対象金額にリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額及び少額短期保険業者告示第三条第五項第二号に掲げる額の合計額

11 規則第八十八条第七号又は第二百十条の十一の四第七号に規定する額（経営管理リスク相当額）は、規則第八十八条第一号から第六号までに規定する各リスク相当額又は規則第二百十条の十一の四第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額に、別表第二十三に掲げる対象会社の区分に応じ、同表のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額とする。ただし、連結子法人等が他の法令（我が国の法令に限る。

）の規定により経営管理リスク相当額と同様の額を算出している場合には、当該リスク相当額が、当該連結子法人等に係る規則第八十八条第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額又は第二百十条の十一の四第一号から第六号までに規定する各リスク相当額の合計額に当該率を乗じた額を超える部分を経営管理リスク相当額として加えるものとする。

12 第三条の規定により法第三百三十条第一号又は第二百七十一条の二十八の二第一号から控除されるものについては、規則第八十八条又は第二百十条の十一の四に規定する額は算出することを要しない。

（リスクの合計額）

第五条 規則第八十八条に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額は、別表第二十四の算式により計算した額とする。

2 前項の規定は、規則第二百十条の十一の四に規定する同条各号に掲げる額（リスク相当額）を基礎として計算した額について準用する。

別表第一

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
普通死亡リスク	危険保険金額	0.6 / 1000
生存保障リスク	個人年金保険期末責任準備金額	10 / 1000
その他のリスク	危険準備金積立限度額	1

備考

- 1 第四条第一項に規定する同項第一号に掲げるリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。
- 2 リスク対象金額となる危険保険金額、個人年金保険期末責任準備金額及び危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算する。ただし、外国保険契約（外国保険業者の有する保険契約をいう。

以下同じ。)に係るものについて出再額及び受再額の計算が困難である場合には、出再額を控除しないこと及び受再額を加算しないことができる。

3 個人年金保険期末責任準備金額からは、確定年金の支払を約した個人年金保険契約（確定年金以外の支払に契約内容を変更できるものを除く。）に係る責任準備金の額及び当該個人年金保険契約以外の個人年金保険契約であつて、あらかじめ年金支払開始日における予定死亡率を用いて年金額を計算することを算出方法書に定めている保険契約（年金支払開始前であるものに限る。）に係る責任準備金の額を除く。

4 外国保険契約のうち、リスクの種類（生存保障リスクを除く。）又はリスク対象金額（生存保障リスクに係るものを除く。）の把握が困難な契約にあつては、リスク対象金額及びリスク係数を、それぞれ危険保険料及び0.15としてリスク相当額を計算することができる。ただし、危険保険料の算出が困難である場合には、危険保険料に相当する額として、当該契約に係る収入保険料から付加保険料及び収入保険料中の貯蓄部分を控除した額を用いることができる。この場合において、付加保険料又は収入保険料中の貯蓄部分の一部又は全部を零とすることを妨げない。

5 連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第二

リスクの種類	リスク対象金額	リスク係数
ストレステストの対象とするリスク	危険準備金積立限度額	0.1
災害死亡リスク	危険準備金積立限度額	1
災害入院リスク	危険準備金積立限度額	1
疾病入院リスク	危険準備金積立限度額	1
その他のリスク	危険準備金積立限度額	1

備考

1 第四条第二項に規定する第三分野保険の保険リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。

2 リスク対象金額となる危険準備金積立限度額からは、出再額を控除し、受再額を加算した額とする。ただし、外国保険契約に係るものについて出再額及び受再額の計算が困難である場合には、出再額を控除しないこと及び受再額を加算しないことができる。

3 外国保険契約のうち、リスクの種類又はリスク対象金額（ストレステストの対象とするリスクに係るものを除く。）の把握が困難な契約にあつては、リスク対象金額及びリスク係数を、それぞれ危険保険料及び0.15としてリスク相当額を計算することができる。ただし、危険保険料の算出が困難である場合には、危険保険料に相当する額として、当該契約に係る収入保険料から付加保険料及び収入保険料中の貯蓄部分を控除した額を用いることができる。この場合において、付加保険料又は収入保険料中の貯蓄部分の一部又は全部を零とすることを妨げない。

4 外国保険契約に係るストレステストの対象とするリスクのリスク対象金額の把握が困難な場合には、ストレステストの対象とするリスク相当額は、零とすることができる。

5 連結子法人等である少額短期業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第三

$$[A^2 + B^2]^{1/2} + C$$

Aは、普通死亡リスク相当額

Bは、生存保障リスク相当額

Cは、その他のリスク相当額

別表第四

$$\text{第三分野保険の保険リスクの合計額} = D + E + F + G + H$$

Dは、ストレステストの対象とするリスク相当額

Eは、災害死亡リスク相当額

Fは、災害入院リスク相当額

Gは、疾病入院リスク相当額

Hは、その他のリスク相当額

備考

1 E、F、G及びHは、第四条第一項第二号の一般保険リスク相当額を計算していない保険契約に限り算出することとする。

2 連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第五

保険の種類	保険料基準		保険金基準	
	リスク対象金額	リスク係数	リスク対象金額	リスク係数
火災保険		15%		33%

(家計地震保険を除く。)				
	傷害保険		14%	
	自動車保険		13%	
	船舶保険		66%	
	積荷保険		20%	
その他の保険 (自動車賠償責任保険及び 金融保証を除く。)				
			27%	
正味既経過保険料				
正味発生保険金				
			33%	
			22%	
			81%	
			44%	
			41%	

備考

1 第四条第一項に規定する同項第二号に掲げるリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。

2 家計地震保険とは、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第二条第二項に規定する地震保険契約をいう（以下同じ。）。

3 正味発生保険金については、巨大災害に係るもの（外国の巨大災害に係るものを含めることができる。）の額を除くこととし、直近の三事業年度の平均値を使用することとする。

4 外国保険契約に係るものについては、正味既経過保険料又は正味発生保険金の把握が困難な場合には、正味既経過保険料に代えて正味収入保険料を、正味発生保険金に代えて正味支払保険金を用いることができる。

5 外国保険契約に係るものについては、複数の保険の種類に該当するリスクを担保する保険契約については、主たるリスクに係る保険の種類に基づき計算することとする。

- 6 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険以外に該当する保険契約について、保険の種類区分が困難な場合においては、当該保険契約をその他の保険に区分することができる。
- 7 外国保険契約に係るものについては、船舶保険又は積荷保険に該当する保険契約（該当の有無が不明である保険契約を含む。）について、保険の種類区分が困難な場合においては、当該保険契約を船舶保険に区分することができる。
- 8 連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第六

$$\sqrt{(1-\rho) \times (a^2+b^2+c^2+d^2+e^2+f^2) + \rho \times (a+b+c+d+e+f)^2}$$

- 1 ρ は、相関係数で0.05
- 2 a、b、c、d、e及びfは、それぞれ火災保険（家計地震保険を除く。）、傷害保険、自動車保険、船舶保険、積荷保険及びその他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）について、別表第五のリスク係数を使用して計算した保険料基準のリスク相当額と保険金基準のリスク相当額のいずれが大きいか大きい額とする。

別表第七

保険の種類				
	地震災害リスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法	風水災害リスク相当額	推定正味支払保険金の算出方法
火災保険 (家計地震保険を除く。)	関東大震災に相当する規模の地震が発生したときの推定正味支払保険金	規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件（平成十年六月大蔵省告示第二百三十二号。以下「告示第二百三十	昭和34年の台風第15号（伊勢湾台風）に相当する規模の台風が発生したときの推定正味支払保険金	告示第二百三十二号第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間70年に対応する台風が発生した場合の推定

	二号」という。) 第一条の二の規定に基づくリスクカーブにおける再現期間200年に対応する地震が発生した場合の推定支払保険金等に基づいて算出する。	支払保険金等に基づいて算出する。
傷害保険	地震災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び被災率等に基づいて算出する。	風水災害リスクを担保する保険契約が付された物件等のうち、被害が想定される地域に存在するものの正味保険金額及び
自動車保険		
船舶保険		

積荷保険				被災率等に基づいて 算出する。
その他の保険（自動車損害賠償責任保険及び金融保証を除く。）				
家計地震保険	責任限度額			

備考

連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第八

--

1 外国巨大災害リスク相当額の算出

外国巨大災害リスク相当額は、2のリスク係数方式又は3の内部モデル方式のいずれかにより計算した外国巨大災害リスク相当額計算基準額に基づき、次に掲げる算式により計算した額とする。ただし、各地域における外国巨大災害リスク相当額計算基準額の合計額が国内巨大災害リスク相当額に0.1を乗じた額を下回る場合には、外国巨大災害リスク相当額の算出を要しない。

$$\{A^2 + B^2 + C^2 + D^2\}^{1/2}$$

Aは、北アメリカにおける外国巨大災害リスク相当額計算基準額

Bは、ヨーロッパにおける外国巨大災害リスク相当額計算基準額

Cは、東アジア（日本を除く。）における外国巨大災害リスク相当額計算基準額

Dは、上記以外の地域（日本を除く。）における外国巨大災害リスク相当額計算基準額

2 リスク係数方式

リスク係数方式による外国巨大災害リスク相当額計算基準額は、地域ごとに、当該地域においてリスクを有する損害保険契約に係る責任準備金（規則第七十条第一項第一号に規定する普通責任準備金に相

当する額とする。)の額に0.15を乗じた額と、正味収入保険料の額に0.25を乗じた額のうちいずれか大きい額とする。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等（外国保険業者に限る。3において同じ。）が、損害保険群団（連結保険子法人等が保有する一部又は全部の損害保険契約をいう。以下この表において同じ。）が当該地域にリスクを有するかどうかを区別することが困難な場合には、当該損害保険群団が当該地域に主たるリスクを有する場合に限り、当該損害保険群団に係る外国巨大災害リスク相当額計算基準額に代えて、当該損害保険群団が主たるリスクを有する地域においてすべてのリスクを有するものとみなしてリスク係数方式により計算した外国巨大災害リスク相当額計算基準額を用いることができる。

3 内部モデル方式

外国巨大災害リスク相当額計算基準額は、リスク係数方式に代えて、地域ごとに、次の又は定める基準を満たすモデルを用いる方式（以下「内部モデル方式」という。）を用いて算出することができる。この場合において、保険会社又は保険持株会社の連結保険子法人等が、損害保険群団が当該地域にリスクを有するかどうかを区別することが困難な場合には、当該損害保険群団が当該地域に主たるリ

リスクを有する場合に限り、当該損害保険群団に係る外国巨大災害リスク相当額計算基準額に代えて、当該損害保険群団が主たるリスクを有する地域においてすべてのリスクを有するものとみなして内部モデル方式により計算した外国巨大災害リスク相当額計算基準額を用いることができる。ただし、内部モデル方式を用いた場合には、次の又はに定める基準に照らして内部モデル方式の使用を継続することが不適当と認められ、内部モデル方式の使用を中断する旨又はモデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

工学的事故発生モデルを用いる場合には、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 当該モデルが、外国巨大災害リスクのリスク管理の実務において実際に使用されていること。
- (2) 想定される全ての保険事故について発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。
- (3) 保険事故により発生する現象が工学的な理論に基づいて評価されていること。
- (4) 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

(5) 保険金の支払条件が考慮されていること。

理論分布的事故発生モデルを用いる場合には、次に掲げる要件を満たしていること。ただし、当該モデルは、工学的事故発生モデルがない場合に限り使用できるものとする。

(1) 当該モデルが、外国巨大災害リスクのリスク管理の実務において実際に使用されていること。

(2) 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

(3) 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

(4) 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

(5) 保険金の支払条件が考慮されていること。

(6) 未発生 of 巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

- 1 第四条第一項に規定する同項第三号に掲げるリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。
- 2 内部モデル方式におけるリスク指標は、信頼水準を99.5%とするVaRと同等以上のものを用いることとする。

別表第九

$$\left[A^2 + B^2 \right]^{1/2}$$

Aは、国内巨大災害リスク相当額

Bは、外国巨大災害リスク相当額

別表第十

（生命保険契約の場合）

0.0%を超え1.5%以下の部分	0.01
1.5%を超え2.0%以下の部分	0.2
2.0%を超え2.5%以下の部分	0.8
2.5%を超える部分	1.0

備考

連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

（損害保険契約の場合）

--	--

予定利率の区分	リスク係数
0.0%を超え1.0%以下の部分	0.09
1.0%を超え2.0%以下の部分	0.3
2.0%を超え3.0%以下の部分	0.6
3.0%を超え6.0%以下の部分	0.8
6.0%を超える部分	0.9

備考

連結子法人等である少額短期保険業者が有する保険契約に係るものを除く。

別表第十一

I 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- 1 リスク計測モデル 保険会社が作成し、使用する最低保証リスク相当額を算出する方法をいう。
- 2 バック・テストイング 代替的方式により計算したリスク相当額と、保有契約の残存期間に対応した過去の運用実績に基づき計算したリスク相当額との比較結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検証を行うことをいう。
- 3 ストレス・テスト リスク計測モデルについて、仮定する将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。
- 4 ポートフォリオ 1又は2以上の取引及び資産の集合をいう。
- 5 イベント・リスク 例外的な事態が生じた場合に発生しうる危険をいう。

6 ヘッジ 市場の価格変動によって生じうる損失を減少させることを目的としたデリバティブ取引を行うことをいう。

最低保証リスク相当額の算出

1 標準的方式

(1) 最低保証リスク相当額は、次のイに掲げる額からロに掲げる額を控除した額とする。

イ 資産価格下落後の責任準備金の額（原則として法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された商品区分ごとに、次の から までに定める手順に基づき算出した額をいう。）

次に掲げる区分に応じたリスク対象資産の額から、別表第十三の区分によるそれぞれの対象取引残高の欄に掲げる額（別表第十三によりリスクヘッジの有効性が確認できたものに限る。）を控除した残額に、次の表に掲げる区分に応じた下落率をそれぞれ乗じた額の合計額を算出する。

リスク対象資産	下落率
---------	-----

国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2 %
外貨建債券・外貨建貸付金等	1 %
不動産（国内土地）	10%
金地金	25%

商品有価証券	1 %
為替リスクを含むもの	10%

上記 に掲げる額から、その額に次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額を控除する。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^8 \sum_{j=1}^8 X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^8 X_i \delta_i}$$

- × リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、すべてのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）
- る 上記 に掲げる下落率
- ρ_{ij} 次の表に掲げるリスク対象資産 i と j の下落率の相関係数

ρ じ		リスク対象資産 j							
		1 国 内株式	2 外 国株式	3 邦 貨建債 券	4 外 貨建債 券・外 貨建貸 付金等	5 不 動産	6 金 地金	7 商 品有価 証券	8 為 替リス クを含 むもの
	1 国内株式	1. 00	0. 50	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	2 外国株式	0. 50	1. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00

リ 入 ク 対 象 資 産 i	3 邦貨建債券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	1.00	0.00
	4 外貨建債券・外 貨建貸付金等	0.00	0.00	0.50	1.00	0.25	0.25	0.50	0.00
5 不動産	0.00	0.00	0.25	0.25	1.00	0.00	0.00	0.25	0.00
6 金地金	0.00	0.00	0.25	0.25	0.00	1.00	0.25	0.00	0.00
7 商品有価証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	1.00	0.00	0.00
8 為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

上記により算出した額を特別勘定資産の額の合計額で除した率を算出する。

上記により算出した率に基づき資産下落が生じたとした場合の、一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額を算出する。

□ 法第四条第二項第四号に掲げる書類に記載された方法に基づき算出された一般勘定における最低保証に係る責任準備金の額

(2) 最低保証に係る責任準備金の変動をヘッジするための取引を一般勘定において実施した場合には、当該リスクヘッジの対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定のリスク対象資産の額までに限り、価格変動等リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を反映することができる。ただし、その場合には、最低保証リスク相当額の計算においてリスクヘッジ効果を重複してはならない。

(3) 平成17年3月以前に締結した契約又は連結保険子法人等（外国保険業者に限る。）の有する保険契約であって(1)の方法により計算することが困難な保険契約については、次に掲げる区分に応

じてリスク対象金額にリスク係数を乗じて得た額の合計額とすることができる。

区分	リスク対象金額	リスク係数
最低死亡保険金保証	最低死亡保険金額（ただし、一時払い以外の変額年金保険契約で最低死亡保険金額が定められている場合又は変額保険契約の場合には、保険料の払込回数や経過年数等に応じ、その時点で必要となる金額（以下「予定責任準備金」という。））	0.02
最低年金原資保証	最低年金原資金額（ただし、一時払い以外の保険契約の場合には、予定責任準備金とする。）	0.02
最低年金年額保証	最低年金年額保証を行うために必要となる最低年金原資金額（	0.02

	ただし、一時払い以外の保険契約の場合には、予定責任準備金とする。）	
最低解約返戻金保証	保険契約ごとに最低解約返戻金額から特別勘定の責任準備金の金額を除いた額のうち正値となるものを合計した金額	1

2 代替的方式

次の から に定める基準を満たす保険会社及びその子会社等又は保険持株会社の子会社等（以下「保険会社等」という。）は代替的方式を用いることができる。ただし、代替的方式を用いた場合には、バック・テスティングの結果、代替的方式の使用を継続することが不適当と認められ、代替的方式の使用を中断する旨又はリスク計測モデルに重大な変更を加える旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

当該方式を用いて算出する最低保証リスク相当額は、標準的方式を用いる場合の債務履行を担保する

水準と同等となるものとして、規則第八十五条第一項第十三号の二又は第二百十条の十四第二項第九号の規定に基づき届け出た算出方法（規則第八十五条第一項第十三号の三又は第二百十条の十四第二項第十号の規定に基づき変更を届け出た算出方法を含む。）により計算した額とする。

リスク管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「リスク管理部署」という。）を他の部署から独立して設置していること。

リスク管理部署は、適切なバツク・テスティング及びストレス・テストを定期的 to 実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成し、保存していること。

役員等がリスク管理に積極的に関与していること。

リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

リスク計測（バツク・テスティング及びストレス・テストを含む。）に使用した重要な要素はすべて完全かつ適切に文書化されていること。

ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

リスク集中度も含めたポートフォリオの構成変化が最低保証リスクに与える影響を把握していること。

市場環境の悪化が最低保証リスク全体に与える影響を把握していること。

イベント・リスク等を正確に把握していること。

バック・テストイングの結果から、最低保証リスクを正確に把握していることを証明できること。

リスク計測過程について原則として1年に1回以上の頻度で内部監査を行うとともに、定期的に外部監査を受けること。

リスク計測モデルについて、その算出方法及び算出結果、バック・テストイングの前提及び結果並びにストレス・テストの前提及び結果が開示されていること。

3 ヘッジによるリスク減殺の取扱い

最低保証リスクに対するリスク減殺等を目的としてヘッジを行っている場合のリスク評価については、標準的方式又は代替的方式により算出される最低保証リスク相当額について、次の(1)から(3)に定め

る要件を満たす場合に限り、リスク減殺を認めるものとする。なお、この場合におけるリスク減殺の限度額については、(4)に基づいて算出された額とする。

(1) ヘッジ開始時の要件（事前要件）

ヘッジが保険会社等の取締役会において定めたリスク管理方針（以下「リスク管理方針」という。）に従ったものであることを、次のいずれかによって、客観的に認められること。

文書によって、当該ヘッジが保険会社等のリスク管理方針に従ったものであることを確認できること。

保険会社等のリスク管理方針に関して、明確な内部規程及び管理体制が存在し、当該ヘッジについてこれに従った処理が期待されること。

ヘッジ対象となる最低保証リスクを明確にし、当該最低保証リスクに対していかなるヘッジ手段を用いるかを、リスク管理方針に従った文書によって明確化していること。

ヘッジ対象となる最低保証リスクに対して用いるヘッジ手段の有効性について事前に予測しておくこと。

ヘッジ手段の有効性の評価は、文書化されたリスク管理方針及び管理方法と整合性が保たれていること。

また、当該リスク管理方針には、少なくとも、管理の対象となる最低保証リスクの種類と内容、ヘッジの方針、ヘッジ手段の有効性の評価方法等のリスク管理に関する基本的な枠組みが文書によって明確化されていること。

の場合において、有効性の判定を個別ヘッジ（ヘッジ対象とヘッジ手段が単純に一对一の関係にあるもの）によって行うのか包括ヘッジ（ヘッジ対象が複数であり、相場変動又はキャッシュ・フロー変動をヘッジ手段と個別に関連付けることが困難な場合に、ヘッジ手段をヘッジ対象と包括的に対応させるもの）によって行うのかを事前に明示していること。

同種のヘッジに対し有効性を評価する場合には、同じ評価方法を適用すること。

(2) ヘッジ開始時以降の要件（事後要件）

保険会社等は、ヘッジについて、ヘッジ開始時以降も継続して高い有効性が保たれていることを、次の 及び により確認すること。

ヘッジ開始時から有効性を判定する時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率が概ね80%から125%の範囲内であること。

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の要因となるリスク（金利、為替、信用等）のうち、特定のリスクのみをヘッジする場合において、変動額をリスク別に区分して把握できるときは、その変動額に基づいて有効性を判定すること。

にかかわらず、ヘッジ開始時に行ったヘッジ効果の事前確認の結果において、ヘッジ手段が高い有効性を示している限り、及びに基づいて算出された変動額の比率が高い相関関係を示していなくても、その原因が変動幅が小さいことによる一時的なものと認められるときは、ヘッジによるリスク減殺の取扱いを継続できる。

有効性評価とリスク減殺処理のためにヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けを行い、保険契約が終了するまでの間、区分管理すること。

保険会社等が当初決めた有効性の評価方法を変更する場合には、ヘッジ取引の開始とみなし、

ヘッジ対象とヘッジ手段の紐付けを見直し、新たにリスク減殺要件を満たすヘッジについてはその時点からリスクを減殺するものとし、リスク減殺の要件を満たさなくなったヘッジについては、(3) に定めるところによりヘッジによるリスク減殺を行わないこと。

保険会社等は、少なくとも決算日及び中間決算日において、ヘッジ手段の有効性の評価を行うこと。

(3) ヘッジ中止の要件

保険会社等は、次の場合において、ヘッジによるリスク減殺の取扱いを中止すること。

当該ヘッジが(2) 又は によるヘッジの有効性の評価基準を満たさなくなったとき。

ヘッジ手段が満期、売却、終了又は行使のいずれかの事由により消滅したとき。

(4) リスク減殺の限度額

ヘッジ手段の有効性が確認された場合において減殺できるリスクの限度額は、標準的方式又は代替的方式により計算された最低保証リスク相当額にヘッジ割合を乗じて得た額とする。

のヘッジ割合は、最低保証リスクの対象となる保険契約に係る特別勘定に積み立てるべき保

除料積立金の合計額のうち、ヘッジ対象となる最低保証リスクに対応する特別勘定の残高の割合とする。例えば、最低保証リスクに対応する株式のみにヘッジを行っている場合には、特別勘定の残高に対する当該株式の割合がヘッジ割合となる。

例えば、最低死亡保証と最低年金原資保証のように複数の最低保証を提供する保険契約に対するリスク減殺の限度額は、それぞれの最低保証について 規定する額を計算し、それらを合算した額とする。

備考

第四条第五項に規定する最低保証リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係る保険契約を除く。

別表第十二

リスク対象資産	リスク係数
国内株式	20%
外国株式	10%
邦貨建債券	2 %
外貨建債券・外貨建貸付金等	1 %
不動産（国内土地）	10%
金地金	25%

商品有価証券	1 %
為替リスクを含むもの	10%

備考

- 1 第四条第六項に規定する価格変動等リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係るものを除く。
- 2 邦貨建債券からは、満期保有目的の債券（連結財務諸表規則第二条第十七号に規定する満期保有目的の債券をいう。以下同じ。）を控除する。
- 3 国内株式又は外国株式のリスク対象資産の額については、買建ての信用取引がある場合には当該額を加え、売建ての信用取引がある場合には当該額を控除する。
- 4 責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、責任準備金との間で利回りの変動に対

する時価の変動の程度を概ね一致させることを目的として保有し、時価評価をしないものをいう。)について、リスク係数を1%とする。

5 特別勘定に属する資産及びこれと同様に取り扱いされている資産については、リスク対象資産から控除することができる。

6 保険会社及びその連結子法人等又は保険持株会社及びその連結子法人等がそれぞれ保有する為替リスクを含む資産に対して、それぞれの貸借対照表において同一通貨建ての負債が計上されている場合には、当該資産の額から当該負債の額を控除した額（ただし、当該控除した額が零未満となる場合には、零とする。）を為替リスクを含むものに係るリスク対象資産とすることができる。

別表第十三

リスク対象資産	デリバティブ取引	対象取引残高
国内株式	株式に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量

	株式に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
外国株式	株式に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	株式に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
邦貨建債券	債券に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量
	債券に係るオプション取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
外貨建債券・外 貨建貸付金等	債券に係る先物取引（売建）	時価×取引単位×契約数量

	債券に係るオプショナル取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量
為替リスクを含むもの	外国通貨に係る先物取引（為替予約を含む。）（売建）	時価×取引単位×契約数量
	外国通貨に係るオプショナル取引（プット買）	行使価格×取引単位×契約数量

備考

１ デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合において、当該デリバティブ取引に関して、次の(1)から(4)までのすべての要件を満たす場合、その他これに準ずる基準によりヘッジの有効性が確認できるときには、当該デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果を認める。

- (1) 特別勘定以外の資産又は負債（子会社等への出資及び貸付金を除く。）の価格変動等に関し、リスクヘッジを目的として行われたデリバティブ取引（以下「ヘッジ取引」という。）であること。

(2) ヘッジ取引が当該取引を行っている会社の取締役会の定めるリスク管理方針に従うものであること。

(3) ヘッジ対象とヘッジ手段の対応関係が予め明確化されていること。

(4) ヘッジの有効性の確認において、ヘッジ開始時及びヘッジ開始後（少なくとも各事務年度において2回（決算日及び中間決算日））において、ヘッジ対象となる資産又は負債とデリバティブ取引の原資産との β 値（直近の資産構成割合に基づく過去六十月の月次データ）が0.5から2までの範囲内であること（デリバティブ取引の原資産を使用して β 値を測定することが適当でない場合には、原資産に代えて株式指数等を使用することができるものとする。）。

ただし、次に掲げる場合には、ヘッジの有効性の確認を省略できる。

イ 国内株式及び外国株式について、リスク対象資産と同一の個別銘柄を原資産とするデリバティブ取引でヘッジを行っている場合

ロ 邦貨建債券及び外貨建債券・外貨建貸付金等について、リスク対象資産（債券及び貸付金）と同一の通貨の金利に対する先物及びオプション取引でヘッジを行っている場合

ハ 為替リスクを含むリスク対象資産について、資産及び負債の種類にかかわらず、ヘッジ対象と同一通貨の先物為替予約・通貨オプションでヘッジを行っている場合

- 2 1の場合において、認められるデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果の額は、表のリスク対象資産に応じて対象取引残高に定める算式により計算した対象取引残高の額とする。

別表第十四

- 1 分散投資効果の額は、別表第十二に掲げるリスク対象資産の連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額（デリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められる場合として別表第十三に掲げる場合に該当するときは、当該リスク対象資産の連結貸借対照表計上額又は貸借対照表計上額を限度として同表のリスクヘッジの効果の額を控除した残額。以下この項において「リスク対象資産相当額」という。）にそれぞれ別表第十二のリスク係数の欄に掲げる率を乗じた額の合計額に、次に掲げる算式により計算した分散投資効果係数を乗じた額とする。

$$\text{分散投資効果係数} = 1 - \frac{\sqrt{\sum_{i=1}^{\infty} \sum_{j=1}^{\infty} X_i X_j \delta_i \delta_j \rho_{ij}}}{\sum_{i=1}^{\infty} X_i \delta_i}$$

× リスク対象資産の構成割合（当該リスク対象資産に係るリスク対象資産相当額が、すべてのリスク対象資産についてリスク対象資産相当額を合計した額に占める割合をいう。）

る 別表第十二に掲げるリスク係数

ρ_{ij} 2に掲げるリスク対象資産*i*と*j*のリスクの相関係数

2 相関係数

ρ _{ij}	リスク対象資産 <i>j</i>							
	1 国内 株式	2 外国 株式	3 邦貨 建債券	4 外貨 建債券・ 外貨建貸 付金等	5 不動 産	6 金地 金	7 商品 有価証券	8 為替 リスクを 含むもの

対 象 資 産	1 国内株式	1. 00	0. 50	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	2 外国株式	0. 50	1. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00	0. 00
	3 邦貨建債券	0. 00	0. 00	1. 00	0. 50	0. 25	0. 25	1. 00	0. 00	0. 00
	4 外貨建債券・外 貨建貸付金等	0. 00	0. 00	0. 50	1. 00	0. 25	0. 25	0. 50	0. 00	0. 00
	5 不動産	0. 00	0. 00	0. 25	0. 25	1. 00	0. 00	0. 25	0. 00	0. 00
	6 金地金	0. 00	0. 00	0. 25	0. 25	0. 00	1. 00	0. 25	0. 00	0. 00

i									
7	商品有価証券	0.00	0.00	1.00	0.50	0.25	0.25	1.00	0.00
8	為替リスクを含むもの	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1.00

別表第十五

リスク対象資産		貸付金、債券及び預貯金	証券化商品	再証券化商品	短資取引
リスク	ランク1	0 %	0 %	0 %	0.1%
	ランク2	1 %	1 %	2 %	

ク 係 数					
ランク 3	4 %	14%	28%		
ランク 4	30%	30%	30%	30%	

備考

- 1 第四条第七項に規定する信用リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係るものを除く。
- 2 貸付金、債券及び預貯金には、未収収益（未収利息）を含む。
- 3 貸付金には、支払承諾見返を含む。
- 4 貸付金、債券及び預貯金のうち、証券化商品及び再証券化商品については、貸付金、債券及び預貯金から区分して、それぞれのリスク対象資産の区分のリスク係数を使用する。
- 5 証券化商品とは、主に金融資産を原資産とし、その原資産に係る信用リスクを優先劣後構造にある二以

上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、次の(1)から(3)までに掲げるものを除くこととし、当該資産については、貸付金、債券及び預貯金の欄に掲げるリスク係数を適用する。

- (1) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業が発行し、又は保証する債券
 - (2) 最上位格付を有する国の中央政府、政府関係機関及び地方公共団体等が発行し、又は保証する債券
 - (3) その他公共性が高く安定したキャッシュフローが見込まれる事業の資金調達のために発行される債券
- 6 再証券化商品とは、証券化商品のうち、原資産に証券化商品を含むものをいう。
- 7 証券化商品及び再証券化商品（証券化商品又は再証券化商品を対象とした金融保証を含む。以下この7において同じ。）について、その商品内容の把握が十分でない場合（次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれかを満たさない場合をいう。）には、そのリスク係数を1とする。

- (1) 個々の証券化商品及び再証券化商品のリスク特性と、原資産のリスク特性について、包括的な把握を継続して行っていること。

- (2) 原資産の業績情報を適時に取得できること。

(3) 保有する証券化商品及び再証券化商品の収益に重大な影響を与える証券化取引の構造の特性を保険会社が自ら適切に把握していること。

8 証券化商品及び再証券化商品に保証が付されている場合には、当該保証を行う者のランクに応じた貸付金、債券及び預貯金の区分のリスク係数と、当該証券化商品又は再証券化商品のランクに応じた区分のリスク係数のうちいずれか小さい方を当該取引のリスク係数とする。

9 保証対象を証券化商品及び再証券化商品とする金融保証の再保険取引に係るリスク係数について、保証対象の商品内容の把握が十分でない場合には、当該リスク係数を1とする。ただし、元受会社が7の(1)から(3)までに掲げる要件を満たし、元受会社から保証対象の格付の見直し結果を定期的に入手して確認し、必要に応じて十分な情報を入力できるときは、この限りでない。

10 特別勘定に属する資産及びこれと同様に取り扱い扱われている資産については、リスク対象資産から控除することができる。

別表第十六

--	--

リスク対象資産		
	貸付金、債券及び預貯金並びに短資取引	証券化商品及び再証券化商品
ラ	(a) 最上級格付を有する国の中央政府、中央銀行及び国際機関	左欄の(a)から(e)までのいずれかに該当するもの
ン	(b) O E C D 諸国の中央政府及び中央銀行	
ク	(c) 我が国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業	
1	(d) (a)から(c)までのいずれかに掲げる者の保証するもの	
	(e) 保険約款貸付け	
ラ	(a) ランク 1 の(a)及び(b)に該当しない国の中央政府、中央銀行並びにランク 1 の(a)に該当しない国際機関	ランク 1 に該当せず、B B B 格相当以上の格付を有するもの
ク	(b) 外国の政府関係機関、地方公共団体及び公企業	

2	(c) 我が国及び外国の金融機関 (d) B B B 格相当以上の格付を有する者 (e) (a) から (d) までのいずれかに掲げる者の保証するもの (f) 抵当権付住宅ローン (g) 有価証券、不動産等を担保とする与信 (h) 信用保証協会の保証する与信	
ラ	ランク 1 又はランク 2 に該当せず（該当の有無が不明である場合	ランク 1 又はランク 2 に該当せず
ン	を含む。） 、ランク 4 に掲げる事由が発生していない先への与信	、 B B 格相当以上の格付を有する
ク	等	もの
3		
ラ	破綻先債権	ランク 1 からランク 3 までのいずれ

ン	延滞債権	れにも該当しないもの
ク	3 カ月以上延滞債権	
4	貸付条件緩和債権	
	その他これらに相当するもの（このランクに掲げる事由への該当の有無が不明である場合を含む。）	

備考

- 1 リスク対象資産のランクの判定に用いる情報については、算出日以前の最新時点のものを用いることとする。
- 2 リスク対象資産が複数のランクに相当する場合には、原則として上位ランクに該当するものとして取り扱うこととする。
- 3 保証及び担保が部分的に付されているリスク対象資産は、当該保証又は担保が付されている部分と付されていない部分に分割して、ランクを判定する。

- 4 格付は、適格格付業者（金融庁長官が別に指定する者をいう。以下同じ。）によるものとする。
- 5 金融保証の再保険取引の格付については、元受会社から入手した格付及び元受会社の社内格付（適格格付業者の格付がない場合に限る。）を使用することができる。
- 6 リスク対象資産が複数の適格格付業者から格付を受けている場合であつて、それらの格付により判定したラункに依りてリスク係数が異なるときは、最も小さいリスク係数から数えて二番目に小さいリスク係数を用いるものとする。ただし、最も小さいリスク係数が複数の適格格付業者の格付に対応するものであるときは、当該最も小さいリスク係数を用いるものとする。
- 7 優先部分を保有している無格付の証券化商品及び再証券化商品については、当該証券化商品又は再証券化商品の原資産の実態に依りてラункを判定できるものとする。

別表第十七

取引の種類	対象取引残高

外国通貨に係る先物取引（為替 予約を含む。）	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
株式に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
債券に係る先物取引	売建	時価×取引単位×契約数量
	買建	時価×取引単位×契約数量
外国通貨に係るオプション取引	プット買	行使価格×取引単位×契約数量

	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
株式に係るオプション取引	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
	プット買	行使価格×取引単位×契約数量
債券に係るオプション取引	プット売	行使価格×取引単位×契約数量
	プット買	行使価格×取引単位×契約数量

備考

- 1 第四条第八項に規定するデリバティブ取引リスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計

算対象から当該同様の額に係るものを除く。

2 第四条第五項に規定する最低保証リスク相当額又は同条第六項に規定する価格変動等リスク相当額の計算においてデリバティブ取引によるリスクヘッジの効果が認められるとして別表第十三に規定するリスクヘッジの効果の額を控除した場合には、表の対象取引残高の額から当該リスクヘッジの効果の額を控除する。

3 特別勘定に属する資産及びこれと同様に取り扱われている資産については、リスク対象資産から控除することができる。

4 先物の買建取引又はプラットフォームの売建取引に関して先物の売建取引又はプラットフォームの買建取引によるリスクヘッジを行っている場合において、別表第十三に規定するリスクヘッジの有効性の確認ができるときは、当該先物の買建取引又はプラットフォームの売建取引に係る対象取引残高の額から当該先物の売建取引又はプラットフォームの買建取引に係る対象取引残高の額を控除する。

5 4により対象取引残高の額を控除する先物の売建取引がある場合には、その額を表の先物の売建取引に係る対象取引残高の額の計算においても控除する。

- 6 1 から 5 までの定めにより計算された取引の種類に応じた対象取引残高の額が零未満となる場合には、その対象取引残高の額は零とする。

別表第十八

取引の種類	リスク係数(a)	リスク係数(b)
外国通貨に係るデリバティブ取引	10%	10%
株式に係るデリバティブ取引	20%	25%
債券に係るデリバティブ取引	2 %	8 %

備考

- 1 リスク係数（a）の対象は、先物の買建取引及びフットオプションの売建取引について適用する。
- 2 リスク係数（b）の対象は、先物の売建取引について適用する。

別表第十九

イ オリジナル・エクスポージャー方式

取引を次の表の左欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる原契約期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の右欄に掲げる掛目を乗ずることにより算出する方法。

取引の区分	原契約期間の区分	掛 目
	1 年以内	2. 0%
外国為替関連取引及び	1 年超	3. 0%に原契約期間の年数を乗じたものから、1. 0%を差し引いて計算した掛目

金関連取引		(注) 原契約期間に1年未満の端数のあるときは、これを1年として原契約年数を計算する。
金利関連取引	1年以内 1年超	0.5% 1.0%に原契約期間の年数を乗じたものから、1.0%を差し引いて計算した掛目 (注) 原契約期間に1年未満の端数のあるときは、これを1年として原契約年数を計算する。

ただし、法的に有効なネットインング契約下にある取引については、当該取引の想定元本額に次の表の右欄に掲げる掛目を乗ずることにより算出することができる。

取引の区分	原契約期間の区分	掛目
-------	----------	----

外国為替関 連取引	1 年以内 1 年超	1. 5% 2. 25%に原契約期間の年数を乗じたものから、0. 75%を差し引いて 計算した掛目 (注) 原契約期間に 1 年未満の端数のあるときは、これを 1 年と して原契約年数を計算する。
金利関連取 引	1 年以内 1 年超	0. 35% 0. 75%に原契約期間の年数を乗じたものから、0. 75%を差し引いて 計算した掛目 (注) 原契約期間に 1 年未満の端数のあるときは、これを 1 年と して原契約年数を計算する。

ロ カレント・エクスポージャー方式

次に掲げる金額を合計することにより算出する方法。

取引をデリバティブ取引リスク相当額算出時点における市場の実勢条件により評価することにより算出した再構築コストのうち、正の値をとる再構築コストの金額。

ただし、法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コスト（ただし正の値）の金額とすることができる。

取引を次の表の左欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の右欄に掲げる掛目を乗じて得た金額（グロスのアドオン）。

ただし、法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、次の算式により得られた金額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

取引の区分	残存期間の区分	掛目
-------	---------	----

外国為替関連取引及び金関連取引	1 年以内 1 年超 5 年以内 5 年超	1. 0% 5. 0% 7. 5%
金利関連取引	1 年以内 1 年超 5 年以内 5 年超	0. 0% 0. 5% 1. 5%
株式関連取引	1 年以内 1 年超 5 年以内 5 年超	6. 0% 8. 0% 10. 0%

貴金属（金を除く）関連取引	1年以内	7.0%
	1年超 5年以内	7.0%
	5年超	8.0%
その他のコモディティ関連取引	1年以内	10.0%
	1年超 5年以内	12.0%
	5年超	15.0%

備考・ 元本を複数回交換する取引については、 に掲げる金額を算出するに当たり、各掛目を残存交換回数倍する。

- ・ 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が1年超の金利関連取

引については、アドオン掛目は0.5%を下限とする。

- ・ 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引は、「その他のコモデティ関連取引」として取り扱うこととする。
- ・ 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、 の金額を合計することは要しない。

備考

1 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（ＦＸＡ）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

2 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

3 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（ＦＲＡ）、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

- 4 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 5 貴金属（金を除く。）関連取引とは、貴金属（金を除く。）に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 6 その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- 7 日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が14日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額のうち第四条第八項第三号に掲げる額の算出対象から除くことができる。

別表第二十

--	--	--	--	--

取引の区分	リスク対象資産の額	リスク対象資産の所在地	リスク係数
クレジットデフォルト スワップ取引によるプ ロテクションの売却	プロテクションに係る参 照債務の想定元本額	日本	5.6%
		米国	2.9%
		欧州	2.5%
		その他	5.6%

備考

- 第四条第九項に規定する信用スプレッドリスク相当額と同様の額を用いている場合には、この表の計算対象から当該同様の額に係るものを除く。

2 プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

3 売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した残額（零未満となる場合には、零とする。）を当該売却したプロテクションの売却に係るリスク対象資産の額とする。

4 リスク対象資産の所在地とは、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

5 プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は、零とする。

別表第二十一

リスク対象金額	リスク係数

規則第七十一条（規則第百六十条において準用する場合を含む。）に基づいて積み立てないこととした責任準備金の額及び規則第七十三条第三項（規則第百六十条において準用する場合を含む。）において準用する規則第七十一条第一項に基づいて積み立てないこととした支払準備金の額の合計額並びにこれに相当する額	1 %
--	-----

備考

- 1 積み立てないこととした責任準備金及び支払準備金のうち家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る部分の額を除く。
- 2 損害保険契約にあつては、別表第五に掲げる保険の種類ごとに、出再割合が50%を超える場合のその50%を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を2%とする。
- 3 生命保険契約にあつては、最低保証リスクを有している保険の種類ごとに、出再割合が50%を超える場合のその50%を超える部分に対応したリスク対象金額については、リスク係数を2%とする。
- 4 外国保険契約のうち、備考2又は備考3により保険の種類の区分を行うことが困難なものにあつては、

当該外国保険契約全体に係る出再割合が50%を超える場合のその50%を超える部分に対応したリスク対象金額について、リスク係数を2%とする。

- 5 リスク対象金額のうち、第一条の規定により連結の範囲に含まれる者に係るものについては、リスク対象金額から控除することができる。

別表第二十二

リスク対象金額	リスク係数
再保険貸（外国再保険貸を含む。）の額	1 %

備考

家計地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る再保険貸の額を除く。

別表第二十三

対象会社の区分	リスク係数
利益剰余金（相互会社にあつては、連結剰余金）が零を下回る会社	3 %
上記以外の会社	2 %

別表第二十四

$$\text{リスクの合計額} = \left\{ \left(R_1^2 + R_5^2 \right)^{1/2} + R_8 + R_9 \right\}^2 + \left(R_2 + R_3 + R_7 \right)^2 \right\}^{1/2} + R_4 + R_6$$

R₁は、生命保険会社及び生命保険契約を有する連結保険子法人等に係る保険リスク相当額

R₂は、予定利率リスク相当額

R₃は、資産運用リスク相当額

R₄は、経営管理リスク相当額

R₅は、一般保険リスク相当額

R₆は、巨大災害リスク相当額

R₇は、最低保証リスク相当額

R₈は、第三分野保険の保険リスク相当額

R₉は、子会社等である少額短期保険業者の保険リスク相当額